松戸市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について

松戸市国民健康保険条例の一部を改正する条例を別紙のように定める。 令和2年12月4日提出

松戸市長 本郷谷 健 次

提 案 理 由

国民健康保険法施行令の改正に準じ、国民健康保険料の軽減基準を変更する ため。 松戸市国民健康保険条例(昭和58年松戸市条例第21号)の一部を次のように改正する。

第19条第1項第1号中「地方税法第314条の2第2項に掲げる金額」を 「地方税法第314条の2第2項第1号に定める金額(世帯主並びに当該世帯 主の世帯に属する被保険者及び特定同一世帯所属者(次号及び第3号において 「世帯主等」という。)のうち給与所得を有する者(前年中に同条第1項に規 定する総所得金額に係る所得税法第28条第1項に規定する給与所得について 同条第3項に規定する給与所得控除額の控除を受けた者(同条第1項に規定す る給与等の収入金額が 550,000 円を超える者に限る。) をいう。以下この号に おいて同じ。)の数及び公的年金等に係る所得を有する者(前年中に地方税法 第314条の2第1項に規定する総所得金額に係る所得税法第35条第3項に 規定する公的年金等に係る所得について同条第4項に規定する公的年金等控除 額の控除を受けた者(年齢65歳未満の者にあつては当該公的年金等の収入金 額が 600,000 円を超える者に限り、年齢65歳以上の者にあつては当該公的年 金等の収入金額が 1,100,000 円を超える者に限る。) をいい、給与所得を有す る者を除く。) の数の合計数(次号及び第3号において「給与所得者等の数」 という。) が2以上の場合にあつては、地方税法第314条の2第2項第1号 に定める金額に当該給与所得者等の数から1を減じた数に100,000円を乗じて 得た金額を加えた金額)」に改め、同項第2号及び第3号中「地方税法第31 4条の2第2項に掲げる金額」を「地方税法第314条の2第2項第1号に定 める金額(世帯主等のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、同号 に定める金額に当該給与所得者等の数から1を減じた数に 100,000 円を乗じて 得た金額を加えた金額)」に改める。

附則第4項中「所得税法第57条第1項」と」の次に「、「1,100,000円」とあるのは「1,250,000円」と」を加える。

附則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和3年1月1日から施行する。
 - (経過措置)
- 2 この条例による改正後の第19条及び附則第4項の規定は、令和3年度以 後の年度分の保険料について適用し、令和2年度分までの保険料については、 なお従前の例による。